

## 監査委員公告

平成20年4月10日付けで公表した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年10月16日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄  
宮崎県監査委員 石 井 浩 二  
宮崎県監査委員 濱 砂 守 弘  
宮崎県監査委員 長 友 安 弘

- 1 学校法人昭和学園（補助団体）
  - (1) 監査の結果  
補助対象事業で購入した備品類について、経理規程に定める固定資産台帳及び備品台帳への登記が不十分であった。善処を要する。（注意事項）
  - (2) 講じた措置  
学校法人昭和学園に対し速やかに台帳整備を行うよう指導するとともに、整備後の台帳について適正に整備されていることを確認した。
- 2 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団（補助団体）
  - (1) 監査の結果  
宮崎県社会福祉事業団自立化交付金について、収支予算書の変更に伴う変更交付申請手続きを行っていないかった。留意を要する。（注意事項）
  - (2) 講じた措置  
宮崎県社会福祉事業団に対して指導を行い、平成19年度中に収支予算書の変更に伴う変更交付申請書を提出させた。今後は、交付金事業の適正な執行に努める。
- 3 社会福祉法人三ツ葉会（補助団体）
  - (1) 監査の結果  
軽費老人ホーム事務費補助金について、入所者から徴収する事務費徴収額に誤っているものがあつた。事務費徴収額の算定に当たっては、十分な精査、チェックを行うこと。（要望事項）
  - (2) 講じた措置  
事務費実徴収額の誤りについては、平成19年度の実績報告時から事務費徴収額算定表を作成のうえ添付するよう指導し、各施設において整理させた。また、平成19年度より、実績報告書提出前の3月末から4月初めにかけて各施設（今回は監査実施以外の事務費対象8施設全て）について、実地調査を行い、事務費の額に影響を与える部分を徹底的にチェックした。
- 4 社会福祉法人大淀福祉会（補助団体）
  - (1) 監査の結果  
軽費老人ホーム事務費補助金の実績報告について、年間利用人員数及び事務費実徴収額に誤っているものがあつた。補助金の実績報告に当たっては、十分な精査、チェックを行うこと。（要望事項）
  - (2) 講じた措置  
事務費実徴収額の誤りについては、平成19年度の実績報告時から事務費徴収額算定表を作成のうえ添付するよう指導し、各施設において整理させた。また、平成19年度より、実績報告書提出前の3月末から4月初めにかけて各施設（今回は監査実施以外の事務費対象8施設全て）について、実地調査を行い、事務費の額に影響を与える部分を徹底的にチェックした。月ごとの利用人数等は、システム任せにせず、必ず数人でのチェック体制を築き、一覧表作成のうえ確認を怠ることないよう指導し

- た。
- 5 医療法人同仁会谷口病院（補助団体）
- (1) 監査の結果
- ① 精神障害者退院促進センター補助金の実績報告について、同一スタッフで運営している地域生活支援センターの経費との区分がされておらず、総額が補助対象額として報告されていた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 補助対象経費について、人件費に係る規定や修繕費等に係る完了確認に必要な書類の整備が不十分であった。また、補助対象修繕費の支出が補助事業年度終了から大幅に遅れていた。留意を要する。（注意事項）
- (2) 講じた措置
- ① 退院促進センターに要する経費と地域生活支援センターに要する経費を明確に区分し、再度報告を行わせた。
- ② 人件費に係る規定については、早急に整備するよう指導を行い、平成20年度の指導監査時に状況を確認することとした。また、修繕費を支出した場合は、実績報告時に「工事完了引渡書」等の証拠書類及び領収書等支払を確認できる書類を添付させることとした。
- 6 社団法人宮崎県物産振興センター（補助団体）
- (1) 監査の結果
- ① 県産品プロモーション強化事業費補助金に係る旅費について、宿泊料の調整を誤り過払いとなっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）
- ② 県産品プロモーション強化事業費補助金で実施した物産展において、出展企業に対する輸送料等の助成についての統一した助成基準が定められていなかった。留意を要する。（注意事項）
- (2) 講じた措置
- ① 物産振興センターでは、監査指摘を受け、直ちに以後の処理は県の旅費規程に基づいて適正な処理に改めたところであり、県では、適正に執行されていることを確認した。
- ② 物産振興センターでは、物産展の出展に関する輸送料等の助成については、今後は基準を定め適正に実施することとしており、県では適正な執行がなされるよう指導、監督に努める。
- 7 宮崎商工会議所（補助団体）
- (1) 監査の結果
- 補助対象経費について、人件費の支出に伴う源泉徴収税等の過徴収、未徴収、未納付等があつたほか、預金残高確認に必要な預金残高証明を徴していない等、経理及び決算事務が適切に行われていなかった。また、給料、諸手当等に関する規程の改正及び整備が行われていなかった。善処を要する。（指摘事項）
- (2) 講じた措置
- ① 源泉徴収税等の過徴収、未徴収、未納付等について日々の確認不足や、定期的な帳簿等との照合不足が原因であつたため、(ア)預り金の内訳を明確にする管理体制、(イ)複数職員によるチェック体制を確立するよう指導した結果、(ア)に関しては、小口現金帳を作成し、日々の現金管理を確実に行う体制、(イ)に関しては、担当、係員、管理者によるチェック体制が整えられた。なお、平成17、18年度の預り金における過徴収、未徴収、未納付については、すべて精算されたことを証拠書類で確認した。
- ② 預金残高確認に必要な預金残高証明を徴していなかった点

について

平成18年度分は、徴して保管されていたことを確認した。

また、平成19年度分は、決算監査時に確認した。

- ③ 給料、諸手当等に関する規程の改正及び整備が行われていなかった点について

諸規程の整備（平成20年4月1日付け改正）を確認した。県の規程を準用する部分があるため、今後も、県の規程改正に関する情報提供を行うとともに、指導監査等で諸規程の整備状況を確認する。

8 宮崎県商工会連合会（補助団体）

(1) 監査の結果

宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金の補助対象経費である若手後継者等育成事業事務委託費について、委託契約書では支払い実績報告書の提出後に行うことになっているが、支払いが実績報告書の提出前に行われているものが散見された。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

当該指摘に関して契約事項等に基づいた運営の徹底を行うよう指導した。今後も指導監査等で実施状況を確認する。

9 宮崎県農業会議（補助団体）

(1) 監査の結果

補助対象経費の支出について、科目ごとに整理された支出伺、支出命令が、補助金等がほぼ確定した後に遡って作成されていた。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

支出の都度、支出伺等を作成・整理するよう支出事務の改善を指導した。

10 財団法人宮崎県体育協会（補助団体）

(1) 監査の結果

宮崎県体育振興費補助金について、補助対象事業として実施した選手強化対策事業補助金に係る実績報告書を徴していないものがあつた。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

体育協会の交付要項により、事業終了後30日以内に報告書を提出することとしているものについて、交付団体から体育協会への報告がなされていなかったものである。指摘のあつた事項については、直ちに補助金交付団体に、実績報告書に収支決算書や成果報告書等を添えて提出させるように指導し、整備させた。さらに、補助金交付に係る事務手続きが徹底されるよう交付要項を見直すとともに、関係する競技団体に対して適正な事務処理を徹底させるよう指導した。

11 財団法人宮崎県交通安全協会（補助団体）

(1) 監査の結果

補助対象特別会計について、新公益法人会計基準において必要とされる決算財務諸表の作成が不十分であつた。また、人件費に係る預り金等について、決算処理の一部に不適當なものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

補助対象特別会計に係る決算報告について、所定の財務諸表を作成していなかったことについては、会計システムの見直しを行い、平成19年度から新会計基準に定められたとおり作成するよう改善した。また、給与等については、必要額を特別会計から預り金として一般会計に移し替えて会計処理を行っていたことから、平成20年度からは特別会計ごとに直接会計処理を行

うよう改善した。

12 財団法人宮崎県私学振興会（出資団体）

(1) 監査の結果

決算財務諸表について、資産の計上等に不適当なものがあった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

指摘を受け、私学振興会を指導した。また、文化文教・国際課が所管する別の2団体（社団法人宮崎県私立中学高等学校退職金基金社団及び社団法人宮崎県私立幼稚園退職金社団）に対しても、財務諸表の作成について留意するよう指導した。指導の結果、財団法人宮崎県私学振興会から、平成20年5月30日に開催された理事会において、県の監査において指摘されたこと、その結果平成19年度の決算において適切な処理を行ったことが報告され、文化文教・国際課としても実際に確認した。また、その他の上記2団体の平成19年度の決算については、それぞれの理事会及び総会において、適正な処理が行われていたことを確認した。

13 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（出資団体）

(1) 監査の結果

長寿社会推進センター運営確立事業費補助金等について、対象事業以外に支出しているものがあった。善処を要する。（指摘事項）

(2) 講じた措置

宮崎県社会福祉協議会に対して指導を行い、平成19年度分について是正させるとともに、過年度分については、過去5年間に遡り、対象事業以外に支出しているものについて、県に返還させさせた。今後は、補助対象経費の明確化を図るなど、宮崎県社会福祉協議会に対して指導を行い、補助事業の適正な執行に努める。

14 社団法人宮崎県林業公社（出資団体）

(1) 監査の結果

① 林産物売買契約に伴う売払代金の収入について、経理規程に基づき収入伺いが作成されていなかった。留意を要する。（注意事項）

② 宮崎県林業公社経営形態検討会議において存続させる方針が決定されているところであるが、多額の借入金や欠損金を有しているため、引き続き積極的な経営改善への努力が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

① 監査指摘後、公社では経理規程に基づき収入伺いを作成することとした。県では、監査結果通知を受け、公社において収入伺い様式が定められ平成20年4月から収入伺いを利用した事務処理が行われていることを確認した。今後も引き続き、経理規程に基いた適正な処理がなされるよう指導・監督に努める。

② 公社では、平成17年度から19年度までに取り組んだ抜本的改革の成果や長期収支の見通しを踏まえ新たな経営計画を策定したところであり、主伐や高齢級間伐による計画的な収入と確保等、平成20年度以降も引き続き経営改善に努めることとしている。県では、引き続き「林業公社改革推進協議会」において、経営改善が着実に図られるよう進捗管理を行うとともに、森林の公益的機能の維持・増進など、森林に対する県民の期待に十分応えられる公社となるよう指導・監督に努める。

15 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）

(1) 監査の結果

- ① 決算財務諸表等について、新公益法人会計基準に基づく処理となっていないものが見受けられた。また、備えるべき台帳等が整備されていなかった。留意を要する。（注意事項）
- ② 日々雇用職員について、予算執行の伺いが作成されていなかった。留意を要する。（注意事項）
- ③ 工事の発注について、業者の選定に偏りが見受けられた。留意を要する。（注意事項）
- ④ 情報化支援活動基金等について、普通預金で運用されている。運用についての明確な方針を作成し、定期預金や国債などの有利な方法での運用が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

- ① 産業支援財団では、監査法人等の指導も受けながら、平成19年度決算では指摘事項について新公益法人会計基準に基づく適正な処理に改めるとともに、各種台帳の整備を行った。県では、平成19年度決算での是正及び台帳の整備の状況を確認した。
- ② 産業支援財団が日々雇用職員を雇用する場合は、予算執行の伺いを作成するよう改めたことを確認した。
- ③ 産業支援財団では、工事の発注において、今後、業者の選定に偏りがでることがないように、発注の担当課ラインでの確認に加え、総務担当部門におけるチェック機能を強化することとした。今後は、適正な工事発注が確保されているのかの指導、監督に努める。
- ④ 産業支援財団では、基金等の運用についての監査結果を踏まえ検討を行い、原則として国債や定期預金などの有利な方法で活用するとの方針を立て、情報化支援活動基金等を平成20年3月から国債と定期預金による運用を開始し改善を図った。県では、基金等の運用の改善状況を確認した。

16 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

(1) 監査の結果

- ① 福利厚生費支出に一部不適切なものがあつた。留意を要する。（指摘事項）
- ② 公用の携帯電話について、使用状況についての確認がされていなかった。留意を要する。（注意事項）
- ③ 会計規程及び会計規程細則が不備なことにより、支出事務の手続きの一部に留意を要するものがあつた。（注意事項）
- ④ 出張旅費について、支給額を誤り過払いとなっているものがあつた。善処を要する。（注意事項）
- ⑤ 平成18年度決算において、正味財産が減少している。今後、組織統合による費用削減効果が期待される一方で、受託事業の縮小廃止に伴い収益性の悪化が懸念されることから、積極的な経営改善への努力が望まれる。（要望事項）
- ⑥ 決算財務諸表について、評価及び引当等の計上等に不適切なものが見受けられた。新公益法人会計基準に基づく適正な評価及び引当等の計上並びに決算財務諸表の作成を行うよう要望する。（要望事項）

(2) 講じた措置

- ① 指摘に係る支出については、平成19年度から行われていないが、県出資法人であることから、福利厚生費についても県と同様に取り扱うよう指導を行った。
- ② 事業現場で使用する公用の携帯電話については、月毎に使用実績を確認するとともに定期的に通話先の確認を行うよう

- 指導を行った。
- ③ 指摘のあった会計規程・規則を整備し、支出事務の改善を図るよう指導を行った。
  - ④ 指摘のあった過払い分については返納させるとともに、出張方法等の事後確認を行うことにより適正な旅費の支出が図られるよう指導を行った。
  - ⑤ 公社の経営改善計画の見直し作業に県の関係各課も参画することにより、幅広い視点での検討を行い、経営改善策を構築することとしている。
  - ⑥ 専門家と相談を行う体制を整備するとともに国や社団法人全国農地保有合理化協会とも協議を行いながら適正な決算財務諸表が作成できるよう指導する。
- 17 社団法人宮崎県家畜改良事業団（出資団体）
- (1) 監査の結果
    - ① 会計事務の処理について、前々回の監査の指摘を受け、決裁区分に関する「職務権限規程」を制定しているが、会計処理の手続き等に関する規程が整備されていなかった。善処を要する。（指摘事項）
    - ② 牛舎柵工事及びエアコン取替工事について、設計書、図面、仕様書、完成届及び写真等の必要書類が整備されていなかった。留意を要する。（指摘事項）
    - ③ 福利厚生費支出に一部不適切なものがあつた。留意を要する。（指摘事項）
    - ④ ゴールデンウィーク及び年末年始における種雄牛の飼養管理のための休日勤務について、給与規程に定めのない単価で手当が支給されていた。善処を要する。（注意事項）
  - (2) 講じた措置
    - ① 事務処理については概ね適正に処理されているが、一部規程（会計規程）の整備が必要であることから、定期的な経営指導を行う公認会計士の導入を検討するように指示した。
    - ② 施設及び備品等の整備について、関係書類の作成及び保管等の整備を行うよう指示した。
    - ③ 指摘に係る支出については、県出資法人であることから、福利厚生費についても、県と同様に取り扱うよう、平成20年度以降の改善を指示した。
    - ④ 給与規程等の見直しを行うよう指示した。
- 18 社団法人宮崎県畜産協会（出資団体）
- (1) 監査の結果
    - ① 地域養豚振興安定対策事業費補助金（管理指導事業費）について、一部に実際の支出を伴っていないものがあつた。善処を要する。（指摘事項）
    - ② 決算財務諸表について、会計、表及び科目の区分方法等に不適切なものが見受けられた。新公益法人会計基準に基づき適正な決算財務諸表の作成が望まれる。（要望事項）
    - ③ 職員の扶養、住居、通勤手当について、手当申請書類の様式及び事実を証明する書類が事実を確認するには不十分である。様式の整備等を行い、支給に当たっては事実の確認を十分に行うことが望まれる。（要望事項）
  - (2) 講じた措置
    - ① 監査で指摘のあった点については県に返還させた。また、年度当初及び年度末調査時に、補助金の適切処理が行われるよう指導を徹底した。
    - ② 平成18年度は、4団体（畜産会、肉用牛子牛価格安定基金協会、家畜畜産物衛生指導協会、養豚会）の統合初年度であ

り、科目区分等が統一されていなかった。今後、公認会計士等の指導を受け、適切な決算財務諸表作成ができないか検討するよう指導した。

③ 様式等の整備を行い、事実確認を行うよう指導した。

#### 19 財団法人宮崎県水産振興協会（出資団体）

##### (1) 監査の結果

① 福利厚生費等の支出に一部不適切なものがあった。留意を要する。（指摘事項）

② 決算財務諸表について、収益・費用の事業別区分及び資産等の評価・引当等の計上に不適切なものが見受けられた。また、補助事業及び受託事業について、実績報告書額の記載内容に不適切なものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

③ 事業計画策定や経営状況の把握に必要な事業別の区分経理及び原価計算が行われていない。留意を要する。（注意事項）

④ 財務規程について、細則等が不備なことにより物品購入事務で適切でないものがあった。細則等を整備して適切な事務が望まれる。（要望事項）

##### (2) 講じた措置

① 指摘のあった支出については、県の出資法人であることから、福利厚生費についても県と同様に取り扱うよう指導を行い、平成19年度から当該支出を中止した。

② 決算財務諸表については、監査の指摘を踏まえ、改善を図るよう指導し、資産等の評価・引当等の計上については平成19年度決算から改善されたが、収益・費用の事業別区分については、共通経費の按分方法等を含め検討が行われており、引き続き改善を指導した。また、補助事業及び受託事業の実績報告書額の記載についても監査の指摘を踏まえ改善を図るよう指導した。

③ 原価計算について、水産振興協会が平成16年10月に策定した中長期経営改善計画に基づき平成16年度から試算を行っていることから、監査の指摘を踏まえ、生産リスクを考慮しながら早急に作業を進めるよう指導した。事業別の区分経理については、共通経費の按分方法等原価計算とも関連する事項であることから原価計算の作業とともに検討を進めるよう指導した。

④ 監査の指摘を踏まえ、早急に改善するよう指導し、物品購入等事務取扱要領の整備が図られた。

#### 20 宮崎県土地開発公社（出資団体）

##### (1) 監査の結果

決算財務諸表について、有価証券の評価等に不適切なものがあつた。善処を要する。（注意事項）

##### (2) 講じた措置

上記注意事項については、土地開発公社において、平成19年度会計から「その他有価証券」として処理することとし、また、平成18年度に有価証券受取利息として計上した額は、平成19年度において前期損益修正損として処理する措置が講じられたところであり、県も適正であると確認している。

#### 21 財団法人宮崎県建設技術推進機構（出資団体）

##### (1) 監査の結果

① 収入事務において、会計規程に則っていない事務処理及び決算処理が行われていた。善処を要する。（注意事項）

② 研修事業の実施にあたり、受講者から研修費を徴している

- が、一部未納となっている。未納者が生じないように、研修費の納付方法等の改善が望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 推進機構の収入事務において、会計規程に則った適切な事務・決算が行われるよう必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。
  - ② 研修事業の納付方法について、受講料を事前納付とするなど必要な助言を行うとともに、改善措置の内容を確認した。
- 22 財団法人宮崎県暴力追放センター（出資団体）
- (1) 監査の結果
- 投資有価証券の評価及び売買に係る会計処理が不適切であり、新公益法人会計基準に照らして決算の処理が適正でないものとなっていた。善処を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- 投資有価証券（地方債）について、額面価格で評価し会計処理を行っていたので、平成19年度分から、新公益法人会計基準に基づき、償却原価法評価額により会計処理を行うよう改善した。
- 23 神楽酒造株式会社（県営国民宿舎高千穂荘指定管理者）
- (1) 監査の結果
- ① 施設設備の維持及び保全に関する業務について、設備の法定保守管理業務の一部未実施、保守点検の指摘事項への対応の遅延及び維持管理業務日誌の未作成が見られた。留意を要する。(指摘事項)
  - ② 県に提出する業務報告書及び事業報告書の内容について、一部報告もれがあった。留意を要する。(注意事項)
  - ③ 公の施設の管理運営について、利用料金収入及び仕入れ品等支出手続き並びに事務処理決裁等に関する手続きが規定化されていない。収入支出及び事務処理決裁権限等に関する要領等を整備して、事務処理及び責任の明確化とチェック体制の確立を図ることを要望する。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 法定点検未実施の危険物地下タンク設備について、早急に検査を実施するよう指導し、検査が実施されたことを確認した。また、施設設備の法定点検チェックリスト及び維持管理業務日誌を整備させ、管理体制を整えるとともに、点検時の指摘事項等については、速やかに状況及び対処等について県へ報告させることとした。
  - ② 業務報告書等については詳細を省略することなく報告することを指導するとともに、管理運営上の問題等が発生した場合は、速やかに原因及び改善策案を含めた報告を県へするよう指導した。
  - ③ 収入支出に係る事務手続き及び事務処理決裁権限等に関する要領を整備させ、事務手続きを明確にするとともに、チェック体制の強化を図るよう指導した。